

第2号様式

知能犯罪捜査における被害者等の立場に立った対応について（概要）

（令和8年2月16日 鹿捜二第11号）

本通達は、知能犯罪捜査における被害者等の立場に立った対応に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 被害の届出の即時受理
- 被害者等への適正な対応
- 早期の事件処理
- 教養の実施及び報告

である。